

貸金庫規定_新旧対照表

(2024.02)

旧	新	備考
<p>第3条（使用料） (1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。</p> <p>第5条（貸金庫の開閉等） (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開庫票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>第10条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからG および第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の開設をお断りするものとします。</p> <p>第11条（解約等） (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの預貸金庫契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 借主が貸金庫開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p>	<p>第3条（使用料） (1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。<u>ただし、現在使用の貸金庫から種類の違うものに変更するときは、変更契約日の属する月の翌月分から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。</u></p> <p>第5条（貸金庫の開閉等） (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開庫票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>第10条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからG または第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>第11条（解約等） (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。<u>この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</u></p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p>	<p>貸金庫種類変更時の手数料支払いについて追加</p> <p>軽微な修正</p> <p>軽微な修正 貸金庫明渡しについて追加</p>

貸金庫規定_新旧対照表

(2024.02)

旧	新	備考
<p>D. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他<u>これら</u>に準ずる者</p> <p>(6) 使用料、<u>損害遅延</u>金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。</p>	<p>D. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他<u>前各号</u>に準ずる者</p> <p>(6) 使用料、<u>遅延損害</u>金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2024年2月1日現在)</u></p>	<p>文言を統一するため変更</p>

無人化貸金庫規定_新旧対照表

(2024.02)

旧	新	備考
<p>第3条（使用料） (1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。</p> <p>第10条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の開設をお断りするものとします。</p> <p>第11条（解約等） (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫取引を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。</p> <p>③ 借主が貸金庫申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ④ 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他これらに準ずる者</p> <p>(6) 使用料、損害遅延金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。</p>	<p>第3条（使用料） (1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。<u>ただし、現在使用の貸金庫から種類の違うものに変更するときは、変更契約日の属する月の翌月から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。</u></p> <p>第10条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>第11条（解約等） (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫取引を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。<u>この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡ししてください。</u></p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前各号に準ずる者</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2024年2月1日現在)</u></p>	<p>貸金庫種類変更時の手数料について追加</p> <p>貸金庫明渡しについて追加</p> <p>文言を統一するため変更</p>